

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和3年8月4日午後1時00分～午後5時45分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 精神障がい者の適切な医療引継ぎについて

標記の件につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、警察署において適切な医療引継ぎが執られた事案及び生活安全部において実施している教養の概要について報告があった。

【委員発言要旨】

- 平素から病院をはじめ関係機関との連携を図っていただき、今後も取扱いがあった際には適切な対応がなされるようお願いしたい。
- また、現場警察官に対する教養を可能な限り実施し、あらゆる事案への対処要領を周知させてもらいたい。

(2) 戎橋下遊歩道における殺人事件の発生について

南警察署管内において発生した標記の事件につき、捜査を開始した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 繁華街で起きた凶悪な事件であることから、早期の検挙をよろしくお願いしたい。

(3) マッチングアプリを悪用した強制性交等事件の検挙について

刑事特別捜査隊が、都島警察署と合同で、標記の事件につき、7月17日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 高額援助を騙った悪質な犯行であることから、引き続き、徹底した捜査によって事件の全容解明に努めていただきたい。

(4) 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について

7月30日に大阪府本館において開催された「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の結果について報告があった。

【委員発言要旨】

- 緊急事態宣言が発令され、先の見通せない厳しい状況ではあるが、府から警察に対する要請などがあれば、感染防止に配慮しながら適切な対応をお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、72件の行政処分を決定した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(3) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの経営状況について

地方自治法の規定に基づき、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの経営状況について大阪府議会に資料を提出する旨の報告があり、可として決裁した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(5) 「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正について

「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正について上申があり、可として決裁した。

(6) 意見要望の受理等について

ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

ウ 意見要望12件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 街頭防犯カメラシステムの活用状況について

4月から6月末までの街頭防犯カメラシステムの複製データ提供状況等について報告があった。

(2) 裁決取消請求事件の終結について

大阪地方裁判所に提訴されていた裁決取消請求事件の判決について報告があった。

(3) 警察職員等の援助要求について

6月16日の公安委員会会議で決裁した警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求について、一部が取消しとなった旨の報告があった。

(4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

7月12日から7月25日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

第4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上